

令和8年度伝統産業・地場産業の商品開発支援事業業務委託 業務仕様書

1 目的

三重県には、豊かな自然や歴史文化に育まれながら脈々と受け継がれてきた伝統産業・地場産業が多数あります。一方で、社会環境の変化による消費離れのほか、製造事業者数の減少、従事者の高齢化、後継者不足など、様々な課題を抱えています。

そのため、現代のライフスタイルや消費者ニーズを的確に捉えた商品開発を支援することで、販路拡大につなげることをめざします。

2 業務名称

令和8年度伝統産業・地場産業の商品開発支援事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

①アドバイザーの配置

- ・ 本事業の目的を達成できるよう、伝統産業・地場産業の工芸品の商品開発、デザイン、ブランディング、マーケティング等の知識や実績を有する専門家をアドバイザーとして2名以上配置すること。アドバイザーの選定にあたっては、事前に県と協議すること。なお、アドバイザーは③のセミナーの講師と兼務することも可能である。

②参加事業者の募集

- ・ 県内の伝統産業・地場産業事業者を対象に、本事業の募集案内、参加申込書の様式を作成し、県に提出すること。県で募集を行った後、県及び受託者による協議を経て、参加事業者を決定する。
- ・ ③のセミナー受講者が応募を検討できるよう、募集締切はセミナー実施日から一週間程度後とする。
- ・ 参加事業者は、5者程度（1事業者につき1名）とする。
- ・ 参加事業者の本事業への参加は有料とし、参加料の決定及び徴収は県において行う。

③商品開発に係るセミナー及び事業説明会の実施

- ・ 7月上旬頃に、県内の伝統産業・地場産業事業者を対象に、商品開発の手法について学ぶセミナーを対面とオンライン併用で開催すること。

- ・ セミナーの内容は、自社の技術や強みを生かしながら、現代のライフスタイルや消費者ニーズに対応した商品を生み出し、新たな顧客の獲得や販路拡大に繋げる手法を学ぶことができる内容とすること。
- ・ 上記の内容に適したセミナー講師を選定し、調整を行うこと。
- ・ 開催時間は60～90分程度とし、受講料は無料とする。
- ・ セミナー受講者に対して、本事業の概要を説明し、参加を募ること。
- ・ 幅広い事業者が受講できるよう、セミナー受講者募集に係るチラシを作成等し、周知に努めること。また、受講者のとりまとめを行うこと。

④参加事業者への訪問

- ・ ②で決定した参加事業者に対し、8月頃までに、アドバイザーが全ての参加事業者を訪問する機会を設け、製造現場等を視察することで、参加事業者や商品の強みを把握し、開発商品に係る的確なアドバイスを行うこと。
- ・ 上記のアドバイスをふまえ、開発する商品のおおまかな方向性を決定すること。
- ・ 参加事業者訪問のための交通手段を手配し、アドバイザーを案内すること。
- ・ 参加事業者への訪問は、⑥の商品開発会の回数に含めない。

⑤学生への意見聴取

- ・ ④で決定した開発する商品のおおまかな方向性をふまえ、ものづくりやデザインについて学ぶ大学生や専門学生等から意見聴取を行い、若者の視点を取り入れた商品開発を支援すること。
- ・ 意見聴取に際し、参加事業者のプロフィールや販売商品、本事業で実現したいこと、ものづくりに対する思い等について学生に伝えることで、効果的に意見聴取を行えるようにするとともに、学生に対して本県の伝統産業・地場産業の認知度向上の機会とすること。
- ・ 対象となる学生の選定、意見聴取の方法については、県と協議を経て決定すること。
- ・ ④および⑤の内容をふまえ、参加事業者とアドバイザーが話し合い、8月頃までに開発する商品の方向性を決定すること。

⑥商品開発会の実施

- ・ 参加事業者に対し、商品開発に係る打ち合わせ（以下、「商品開発会」という。）を実施すること。商品開発会は、参加事業者とアドバイザーが1体1で行う個別打ち合わせとし、アドバイザーが参加事業者の商品開発を支援すること。
- ・ 商品開発会は原則対面で行うものとするが、参加事業者の希望があればオンラインで行うことも可能とする。

- ・商品開発会の様子は、参加事業者が了承すれば、他の参加事業者が見学できる形を検討すること。
- ・商品開発会の回数は2回以上とし、商品開発の進捗状況に合わせて商品開発会以外でもメール、オンラインミーティング等による個別アドバイスを行うこと。
- ・⑦の成果発表会までに商品が完成している構成とすること。
- ・本事業の実施により参加事業者が開発する商品は、各者1商品以上とすることを成果指標とする。

⑦成果発表会の実施

- ・12月～1月頃に、全ての参加事業者、アドバイザーが集まり、開発した商品について発表する場を設けること。
- ・成果発表会の様子は、参加事業者以外の県内の伝統産業・地場産業事業者が見学できるよう、対面とオンライン併用で公開すること。
- ・成果発表会の実施にあたっては、開発商品を通じて参加事業者同士が交流を図れるような仕組みとすること。

⑧開発商品の展示販売の実施

- ・参加事業者や販売する商品の特性に応じて、東京都内または大阪府内における訴求力の高い場所にて、展示販売を1回以上（1回あたり1～3日間程度）実施すること。場所の選定にあたっては、事前に県と協議すること。
- ・参加事業者が希望する場合は、対面販売、ワークショップ等を行えるようにすること。なお、参加事業者の旅費は委託料の対象外とする。
- ・参加事業者や販売する商品の魅力を効果的に発信できるよう、販売方法を工夫すること。また、販売以外の要素についても、訴求力の高い見せ方ができるように工夫すること。
- ・開発商品に対する意見を多くの消費者等から聞くことができるよう、SNSを活用するなど効果的な方法で事前告知を行うとともに、伝統産業・地場産業関係者の招聘を検討するなど、集客力を高める工夫を行うこと。
- ・展示販売実施場所の管理者と十分に調整のうえ実施すること。
- ・展示販売の売上や消費者の反応等を分析し、参加事業者にフィードバックすること。

⑨開発商品等の情報発信

- ・開発商品や参加事業者の魅力、展示販売の告知をメディアやオンライン、SNS等を2媒体以上活用し、効果的に国内外に情報発信すること。

(2) 留意事項

- ① セミナーや商品開発会、成果発表会の実施に必要な会場、機材やシステム

環境は、受託者の責任により準備すること。

- ② 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。また、開発商品について、商標権等他者の権利を侵害していないことについて、受託者においても十分留意すること。

(3) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

①委託業務実績報告書の内容

委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

②提出媒体

- ・紙（A4両面）：1部
- ・電子データ（PDF）

③提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容（成果指標の未達を含む）及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた

- 事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
 - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
 - (6) 受託者は、4（1）の事業実施にあたって発生する著作権について、著作権使用料等を徴収せずに支援対象者が使用できる旨の著作権譲渡に関する契約を各支援対象者と締結するものとする。
 - (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
 - (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：小久保、三谷

電話：059-224-2336 電子メール：eigyo@pref.mie.lg.jp